

被災者生活再建支援法改正案 概要

法改正の趣旨

- ① 昨今の物価の高騰等により被災地の復興の環境が厳しさを増す中、生活再建の呼び水として、被災者生活再建支援金を拡充。
- ② 被災者生活再建支援金の国庫補助率を引き上げることにより、被災自治体の負担を軽減。

第一 被災者生活再建支援金の拡充

- ・ 令和6年能登半島地震以降の災害の被災世帯に対する現行の被災者生活再建支援金の額を2倍に引上げ。
- ・ 中規模半壊世帯の枠組みを解消し、大規模半壊世帯を除く「その他の半壊世帯」一般に拡大。
- ・ 「その他の半壊世帯」について、基礎支援金及び加算支援金を新設（現行の中規模半壊世帯の加算支援金については増額）。

	全壊・解体・長期避難	大規模半壊	その他の半壊	
			中規模半壊相当	中規模半壊未満
基礎支援金	100万円→200万円	50万円→100万円		50万円(新設)
+				
加算支援金	(建設・購入) (補修) (賃貸(公営住宅以外))	200万円→400万円 100万円→200万円 50万円→100万円	100万円→200万円 50万円→100万円 25万円→50万円	200万円(新設) 100万円(新設) 50万円(新設)

※ 被災者生活再建支援金全体の最高額:300万円→600万円

第二 国庫補助割合の引上げ

被災者生活再建支援法人に対する国庫補助の割合:2分の1→3分の2

第三 検討条項

被災者がその置かれている状況に応じた必要な支援を円滑に受けることができるようとする観点から、被災者の生活の再建の支援に関する制度の在り方について検討。

○ 施行期日等:公布の日(令和6年1月1日から遡及適用)